

平成28年第4回市原市議会定例会議案概要

条例の一部改正	……	10件
基本構想	……	1件
事務委託に関する協議	……	1件
字の区域及び名称の変更	……	1件
市道路線の認定	……	1件
工事請負契約の変更	……	1件
平成28年度補正予算	……	4件

計 19件

議案第83号 市原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

日本居住者が、当該居住者が構成員となっている台湾の団体から得た利子所得及び配当所得について、源泉分離課税から申告分離課税に変更されたことに伴い、個人市民税の所得割を課することを規定する。

議案第84号 市原市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市武道館（市原市八幡1272番地の3）の使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

ただし、利用者の負担軽減のため、平成30年3月31日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区分	利用単位	現行使用料	改正後使用料
武道館	1時間あたり	110円	330円

議案第85号 市原市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市コミュニティセンターの使用料及び図書室の休室日の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

1 現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

ただし、利用者の負担軽減のため、平成30年3月31日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区分	利用単位	現行使用料	改正後使用料	備考
体育館、体育室	1時間あたり	300円	900円	片面使用半額
会議室等	〃	100円～150円	300円～450円	
和室、茶室	〃	150円	400円～450円	

※ 会議室等：会議室、調理室、視聴覚室、多目的室、実習室、工芸室など

2 図書室における毎月の末日の休室日について、毎月の末日又はその前日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたる場合は休室日としないことを規定する。

議案第86号 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。
施行期日 公布の日（平成28年4月1日から遡及適用）

◆（参考）改正の概要

政令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る一部の利用者負担額の上限が、引き下げられたため、条例で定めた利用者負担額が一部で上限を超えたことから改正する。

1 多子世帯の保育料負担軽減

世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び同項第3号に該当するものについては、57,700円未満）に該当する多子世帯において、第1子の年齢を問わず、第2子は現行の利用者負担額の半額、第3子以降は無料とする。

2 ひとり親世帯等の保育料負担軽減

世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満に該当するひとり親世帯等において、第1子は現行の利用者負担額の半額、第2子以降は無料とする。

議案第87号 市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理手数料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆（参考）改正の概要

現行手数料と原価計算結果に乖離が生じていることから、手数料の改定を行う。
（現行手数料及び改正後手数料の概要）

区分	利用単位	現行手数料	改正後手数料
し尿	180リットルにつき	21円	42円
浄化槽汚泥			

議案第88号 市原市憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市憩の家の使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆（参考）改正の概要

現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、使用料の改定を行う。
また、市外在住者について、市内在住者の1.5倍の使用料を定める。

（現行使用料及び改正後使用料の概要）

区分	利用単位	現行使用料	改正後使用料
小・中学生	1回4時間	150円	200円
一般	〃	300円	400円
65歳以上の者	〃	150円	200円

議案第89号 市原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市立市東第二小学校を市原市立市東第一小学校に統合するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆（参考）改正の概要

市原市立市東第二小学校を市原市立市東第一小学校に統合する。

議案第90号 市原青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原青少年会館の使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

ただし、利用者の負担軽減のため、平成30年3月31日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区 分	利用単位	現行使用料	改正後使用料
集会室	1時間あたり	250円	450円
音楽室、美術室	〃	150円	450円
和室	〃	150円	400円
小会議室、クラブ室	〃	100円	300円

議案第91号 市原市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市立公民館の使用料及び図書室の休室日の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

1 現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

ただし、利用者の負担軽減のため、平成30年3月31日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(1) 現行使用料及び改正後使用料の概要(鶴舞公民館及び白鳥公民館を除く。)

区 分	利用単位	現行使用料	改正後使用料	備 考
体育室	1時間あたり	300円	900円	半面使用半額
会議室等	〃	100円～150円	300円～450円	
和室、茶室	〃	150円	400円～450円	
講堂	〃	250円	450円	

※ 会議室等：会議室、調理室、研修室、視聴覚室、実習室、多目的室、工作室、資料展示室

(2) 鶴舞公民館及び白鳥公民館の現行使用料及び改正後使用料の概要

区 分	利用単位	現行使用料	改正後使用料	備 考
鶴舞公民館講堂	1時間あたり	110円	250円	
白鳥公民館講堂	〃	110円	170円	

2 図書室における毎月の末日の休室日について、毎月の末日又はその前日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたる場合は休室日としないことを規定する。

議案第92号 市原市勤労会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市勤労会館の使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

ただし、多目的ホールについては、平成30年1月1日以後の利用に係る使用料について適用する。

また、利用者の負担軽減のため、平成30年3月31日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区分	利用単位	現行使用料	改正後使用料
和室	2時間あたり	940円	1,360円
健康増進室2	午前、午後、夜間、全日	2,090円～7,440円	5,170円～15,860円
創作室	〃	2,200円～7,650円	2,740円～8,410円
料理実習室	〃	2,300円～8,170円	5,660円～17,360円
音楽室	〃	2,720円～9,640円	3,440円～10,550円
体育室全面	〃	2,410円～8,590円	7,230円～25,670円
体育室半面	〃	1,250円～4,290円	3,750円～12,870円
体育室1/4面	〃	620円～2,090円	1,860円～6,270円
多目的ホール	〃	5,340円～18,970円	9,370円～28,740円
楽屋	〃	730円～2,510円	880円～2,700円

議案第93号 市原市総合計画基本構想について

○ 本案は、人口減少時代の本格的な到来など、社会経済情勢が大きく変化する中で、本市が目指すべき将来の姿を明確に示し、変革と創造の理念のもと、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もって市民とともに新たな未来を切り拓くまちづくりを推進するため、策定するものである。

◆ (参考) 策定の概要

1 基本理念

「変革と創造」で新たな未来を切り拓くまちづくり

2 都市像

夢つなぎ ひときらめく 未来創造都市 いちはら
～ひとの活躍が新たな誇りを創るまちへ～

3 2026年のいはらの姿と実現への方向性

- (1) 産業と交流の好循環が新たな価値を創るまちへ
- (2) つながりと支え合いがひとと地域を健康にするまちへ
- (3) ひとの活躍と豊かな生活を支える安心・安全なまちへ
- (4) 子どもたちの輝き・若者の夢・いはらの文化を育むまちへ
- (5) ひとが環境を守り活かすまちへ

4 2026年のいはらの人口 ー目標人口ー

27万人の人口維持と500万人が本市を訪れ交流することを目指す。

5 目指す都市構造 ー都市創生戦略ー

個性輝く地域が集合体となって大きな力を発揮する色彩豊かな都市を創生する。

6 目標実現に向けて

(1) 広域連携戦略

市域を越えた連携で190万人圏域の大きなポテンシャルを活かす。

(2) 自治体経営戦略

目標実現に真っ向から取り組む自治体経営を実行する。

議案第94号 千葉県と市原市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に係る協議について

○ 本案は、千葉県水道事業の給水区域における本市の公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務を、千葉県に委託することについて協議するため、議会の議決を求めるものである。

◆ (参考) 協議の概要

公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務を千葉県に委託することに関する規約の制定について、県と協議を行うものである。

(1) 委託事務の範囲

千葉県水道事業の給水区域における本市の公共下水道の使用料及び延滞金（使用料に係るものに限る。）の徴収等に関する次の事務の管理及び執行を県に委託する。

- ① 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- ② 使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- ③ 使用料に係る過誤納金の還付に関する事務
- ④ 使用料の納付の勧奨に関する事務
- ⑤ 延滞金の算定、請求及び収納に関する事務
- ⑥ 使用料及び延滞金に係る納入証明書の発行に関する事務

(2) 経費の負担

委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

(3) 収入の帰属

委託事務の管理及び執行に伴い県が徴収する使用料及び延滞金の収入は、市に帰属する。

(4) 規約の施行期日

平成30年1月1日

**議案第95号 市の区域内の字の区域及び名称を変更することについて
(市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業区域)**

○ 本案は、市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業区域の字の区域及び名称について、換地処分にあわせ変更しようとするものである。

◆ (参考) 変更の概要

変更する大字 出津、五井の一部を五井中央西一丁目、五井中央南一丁目に変更する。

議案第96号 市道路線の認定について

○ 本案は、市道3路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

都市計画法第39条及び第40条第1項の規定により、管理帰属された路線（株式会社アセットホームから2路線）、都市計画法第39条及び第40条第2項の規定により、管理帰属された路線（合同会社HUGO、株式会社テルティ、ブルースター合同会社、中上浩三から1路線）を認定しようとするものである。

議案第97号 工事請負契約の変更について
(市原市防災庁舎建設工事)

○ 本案は、市原市防災庁舎建設工事について、平成28年10月26日付けで第3回変更契約に係る専決処分をしたところであるが、バリアフリー対応の強化や安全対策等の追加工事が必要となり、変更仮契約を平成28年11月11日付けで締結した。

については、大成・進和特定建設工事共同企業体と本契約を締結しようとするものである。

◆ (参考) 工事の概要

- 1 工事名称 市原市防災庁舎建設工事
- 2 工事場所 市原市国分寺台中央1丁目
- 3 契約金額
変更前 3,957,190,200円
変更後 3,982,665,348円
増額 25,475,148円
- 4 工事内容
 - (1) バリアフリー対応の強化
 - ① 会議室等の戸のガラス窓の設置
 - ② 相談室配置及び戸の変更
 - ③ 2段手すり及び点字プレートの追加
 - (2) 安全・防災対策の強化
 - ① エレベーターのストレッチャー対応
 - ② 地下燃料タンクの変更
 - ③ 免震ピット内の自動火災報知機の増設
 - (3) 既存施設有効利用のための調整
 - ① 汚水本管への接続位置の変更
 - ② 揚水ポンプの再利用
 - ③ 深井戸ポンプの改修
 - (4) 情報セキュリティ・プライバシーの保護
 - ① 会議室の遮音対策
 - ② 相談室の遮音対策
 - (5) 来庁者の利便性の向上
 - ① 公衆電話の設置対応
 - ② 冷水機の追加
 - (6) 災害時の機能性の向上
ケーブルテレビシステムの追加
 - (7) 機能性、利便性の向上
 - ① シャワーユニットの男女分離
 - ② 小規模倉庫の用途を展示コーナー等に変更
 - ③ 倉庫扉位置の変更
 - ④ 倉庫等照明のLED化
 - ⑤ 非常用照明のLED化

議案第98号 平成28年度市原市一般会計補正予算(第2号)について

○ 本案は、国・県支出金の交付決定に伴う事業費の変更をはじめ、議会費、諸費、参議院議員選挙費、臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費、児童福祉総務費、環境衛生費、勤労会館費、農業振興費、観光費、道路橋りょう維持費、公共下水道費、学校管理費、文化振興費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,663,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,383,440千円とするものである。

歳入としては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債を計上するものである。

また、繰越明許費の設定並びに地方債の追加及び変更も併せて行うものである。

◆ (参考) 歳出予算の概要

議 会 費	人件費を計上した。
総 務 費	過年度国庫支出金返還金、過年度県支出金返還金、人件費等を計上したほか、庁舎等管理費、選挙執行事務費等を減額計上した。
民 生 費	臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園関係補助事業費等を計上したほか、人件費等を減額計上した。
衛 生 費	水道事業会計補助金、清掃工場運営費、し尿処理費等を計上したほか、人件費を減額計上した。
労 働 費	勤労会館管理費を計上し、人件費を減額計上した。
農 林 水 産 業 費	農業振興費、担い手確保・経営強化支援事業費、有害獣対策事業費等を計上したほか、水田農業構造改革対策費、人件費を減額計上した。
商 工 費	閉校施設活用事業費、人件費を計上した。
土 木 費	道路維持費、市道7253号線（平野・山口）、港湾建設費等を計上したほか、人件費を減額計上した。
消 防 費	人件費を減額計上した。
教 育 費	嘱託職員報酬等、非構造部材耐震対策費、中学校既存学校施設整備費等を計上したほか、人件費を減額計上した。
災 害 復 旧 費	人件費を計上した。

議 案 第 9 9 号 平成28年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、介護給付費準備基金積立金、償還金、災害臨時利用者負担額軽減支援事業費、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,478,381千円とするものである。
歳入としては、国庫支出金、支払基金交付金、繰越金等を計上し、介護保険料、繰入金を減額計上するものである。

議 案 第 1 0 0 号 平成28年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、建設改良費及び人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,128,724千円とするものである。
歳入としては、繰入金を計上するものである。
また、繰越明許費及び債務負担行為の設定も併せて行うものである。

議 案 第 1 0 1 号 平成28年度市原市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
収益的収入は、一般会計負担金で86,884千円を計上するとともに、一般会計補助金で56,425千円を減額計上するものである。
収益的支出は、配水及び給水費、総係費で30,459千円を計上するものである。
また、資本的支出は、給与費で788千円を計上するものである。
なお、資本的支出が資本的収入を上回る額788千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を増額するものである。